入　札　説　明　書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、境港管理組合会計規則（昭和 39 年境港管理組合規則第１号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１．調達内容

（１）業務の名称及び数量

江島大橋凍結防止剤自動散布機保守点検業務　一式

（２）業務の仕様

別添仕様書のとおり

（３）業務の期間

契約締結日から令和９年３月 25 日（木）まで

（４）業務の場所

松江市八束町江島～境港市渡町

２．入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）本件調達の公告日から起算して過去 10 年以内において、鳥取県内又は島根県内において設置型の凍結防止剤自動散布機の保守点検業務を行った実績がある者であること。

（３）中国地方管内（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）に事務所又は事業所を有する者であること。

（４）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月 17 日付出第 157 号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（５）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、島根県が行う入札について指名停止措置を受けていないこと。

（６）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。） までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

３．契約担当課

境港管理組合総務課

４．入札手続等

（１）入札の手続に関する担当部局

〒684-0004　鳥取県境港市大正町 215 番地

境港管理組合　総務課　総務第２係

電話　0859-42-3705　電子メール　sakai-port@pref.tottori.lg.jp

（２）業務の仕様に関する担当部局

〒684-0004　鳥取県境港市大正町 215 番地

境港管理組合　工務課
電話　0859-42-3707

（３）入札説明書等の交付方法

境港管理組合のホームページから入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び交付時間

令和８年 10 月 29 日（木）から同年 11 月 11 日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

イ　交付場所

（１）に同じ

（４）郵便等による入札の可否

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（１）の場所に送付すること。

（５）入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

令和８年 11 月 12 日（木）午前 10 時即時開札。

ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同年 11 月 11 日（水）午後５時とする。

イ　場所

〒684-0004　鳥取県境港市大正町 215 番地

境港管理組合　入札室

５．入札に関する問合せの取扱い

（１）疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第２号）を作成し、電子メールにより４の（１）の場所に令和８年 11 月４日（水）午後５時までに提出すること。原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（２）疑義に対する回答

（１）の質問に対する回答は、令和８年 11 月６日（金）午後５時までに境港管理組合のホームページ（https://sakai-port.com/）に掲載する。

６．入札参加者に要求される事項

（１）本件入札に参加を希望する者にあっては、７の事前提出物を作成の上、令和８年 11 月９日（月）午後３時までに、郵送又は持参により４の（１）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（２）入札者は、（１）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（３）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（４）提出された入札参加書類は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

７．事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各１部とする。

（１）入札参加資格確認書（様式第１号）

（２）同種業務の実績表（様式第１号別紙）
（３）入札保証金免除申請書（様式第５号）及び添付書類（入札保証金の免除申請を行う場合）

８．資格審査について
（１）６の（１）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和８年 11 月９日（月）までに通知する。
（２）（１）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、境港管理組合管理者に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和８年 11 月 10 日（火）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
（３）（２）により説明を求められた場合、境港管理組合管理者は、説明を求めた者に対して令和８年 11 月 11 日（水）までに書面により回答する。

９．入札条件
（１）入札は、紙入札によるものとし、入札書は所定の様式（様式第４号）を使用すること。
（２）入札書に記載する金額は、１の（３）の業務の期間における総額の契約申込金額（消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とし、併せて、課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。
（３）入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに委任状（様式第３号）を４の（５）の場所に提出しなければならない。
（４）入札書及び委任状の宛名は「境港管理組合管理者　平井　伸治」とすること。
（５）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第１回」、「第２回」又は「第３回」と回数を明記し、提出すること。なお、第２回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、１案件に対し、入札書を２通以上提出した入札として無効とする
（６）入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
（７）入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
（８）再度入札は２回とする。（初度入札を含めて３回とする。）
（９）再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
（10）入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
（11）入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10．入札保証金及び契約保証金
（１）入札保証金
　本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載された金額の 100 分の５以上の金額を境港管理組合の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、境港管理組合会計規則（昭和 39 年境港管理組合規則第１号。以下「会計規則」という。）第 101 条において準用する会計規則第 90 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。
　なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 100 条第３項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。
ア　保証会社との間で境港管理組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
イ　２の入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年１月 30 日付

発出第 36 号）又は島根県が定める物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第４号）に基づく入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないものと認められるとき。

（２）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 90 条第１項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 89 条第３項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11. 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

（１）本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札

（２）７の事前提出物を提出していない者のした入札

（３）入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状（様式第３号）を４の（５）の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

（４）他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札

（５）入札に際し、不正の行為があった者のした入札

（６）記名押印のない入札書による入札

（７）入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

（８）入札書を鉛筆で記載した入札

（９）１案件に対し、入札書を２通以上提出した入札

(10) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12. 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 104 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、落札となるべき最低価格の入札を行った者が２以上あるときは、政令第 167 条の９の規定に基づき、くじ抽選により落札者を決定する。この場合において最低価格者がくじを引くことができない又は引かないときは、これに代わり本件入札に利害関係を有しない者にくじを引かせるものとする。

13. 契約書作成の要否

要

14. 手続における交渉の有無

無

15. その他

（１）入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

（２）開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

（３）本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判

明した場合は、契約を解除する場合がある。

（４）契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）　暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）　暴力団員を雇用すること。

（ウ）　暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）　暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）　役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）　暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（５）再委託の禁止

ア　受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ　発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

（ア）　再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合

（イ）　再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ　受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

（６）受注者及び発注者は、本件業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない旨契約書に記載するものとする。

（７）10 の（２）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第６号）を、４の（１）の場所に提出すること。

別記

個人情報取扱業務委託契約特記事項

（個人情報の取扱い）

第１　乙は、この契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

２　乙は、この契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該契約に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

３　前２項の規定は、この業務に係る契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（目的外収集・利用の禁止）

第３　乙は、この契約に係る業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行う。

（第三者への提供制限）

第４　乙は、この契約に係る業務を処理するため、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複製、複写の禁止）

第５　乙は、この契約に係る業務を処理するため、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（個人情報の適正管理）

第６　乙は、この契約に係る業務を処理するため、甲から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

（提供資料等の返還等）

第７　乙は、この契約に係る業務を処理するため、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後、直ちに甲に返還する。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法による。

（事故報告義務）

第８　乙は、この契約に係る業務を処理するため、甲から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、毀損し、又は滅失した場合、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第９　甲は、乙が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。